

様式第4号－2 優良認定教室登録に際しての調査事項(第11条第1項関係)

公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟 殿

認定教室の登録及び運営の適正化に関する規定第11条第1項の
規定に基づく調査の結果は、次のとおりである。

西暦20 年 月 日

_____ ボールルームダンス連盟

会長

(印)

調査教室名: _____

第10条1項 【営業場所の条件】

※該当するものに○印をつけること

(1) 営業場所が近隣の迷惑とならない場所に所在すること。	
(2) 床面積は、おおむね50m ² 以上であること。	
(3) 照度は、30ルクス以上であること。	
(4) 騒音は、50デシベル以下であること。	
(5) 営業時間はおおむね午前9時から午後10時までであること。 (ただし、教師の研修、競技者の指導についてはこの限りでない)	
(6) 18歳未満の者の教授は、学校退校後からおおむね午後8時までとする。 (ただし、保護者の同行があるときはこの限りでない)	
(7) 18歳未満の者による教授が制限されていること。	
(8) 勤務環境が不良でないこと。	
(9) 暴力団関係者、酒酔者その他風紀を乱す者の入場が禁止されていること。	
(10) プロの教師もしくはその補助者の指導のない客同士のダンスが禁止されていること。	
(11) 教室内で飲食の提供をしないこと。	
(12) 教室内に料金表示並びにハラスマントに関する注意事項が張り出されていること。	

第10条2項 【優良認定教室の認定要件】

※該当するものに○印をつけること

(1) 本連盟のプロフェッショナルスタンダード・ラテン両部門の3級以上資格を有する会員が専任のダンス教師でいること。	
(2) フロア面積が66m ² 以上であること。(踊れない面積は含まない)	
(3) 室内が十分な照度であること。(60ルクス以上)	
(4) 騒音に関する管理が十分にされていること。	
(5) 第10条1項の条件も当然に充たしていること。	

<意見>